

HASTOSの利用開始について

2025年2月7日

一般社団法人 日本医学健康管理推進機構設立準備室

HASTOS運営事務局

これまでの振り返り

年月日	内容
2008/2/22	日本医学健康管理評価協議会設立
2016/10/2	健診標準フォーマット（以下、KMAT）推進を日本医学健康管理評価協議会が共同宣言
2017/12/7	KMATを健診結果データの電子的標準様式と決定
2018/4/	健診結果データ変換ツール「POST.ex®」開発開始
2018/9/	内閣府SIP第2期研究（5年間）に参画し、KMATの研究開発促進 （SIP:戦略的イノベーション創造プログラムAIホスピタルによる高度診断治療研究）
2024/4/	厚生労働省SBIR補助事業でHASTOS®による社会実装に向け準備のための研究開始 （SBIR:AIホスピタル実証化のための医療現場のニーズに即した医療AI技術の開発・実証）
2024/9/18	一般社団法人日本医学健康管理推進機構（設立準備室）登記
2024/10	HASTOS®試行運用を開始

変換ツール（POST.ex[®]）と共同利用センター（HASTOS[®]）の機能

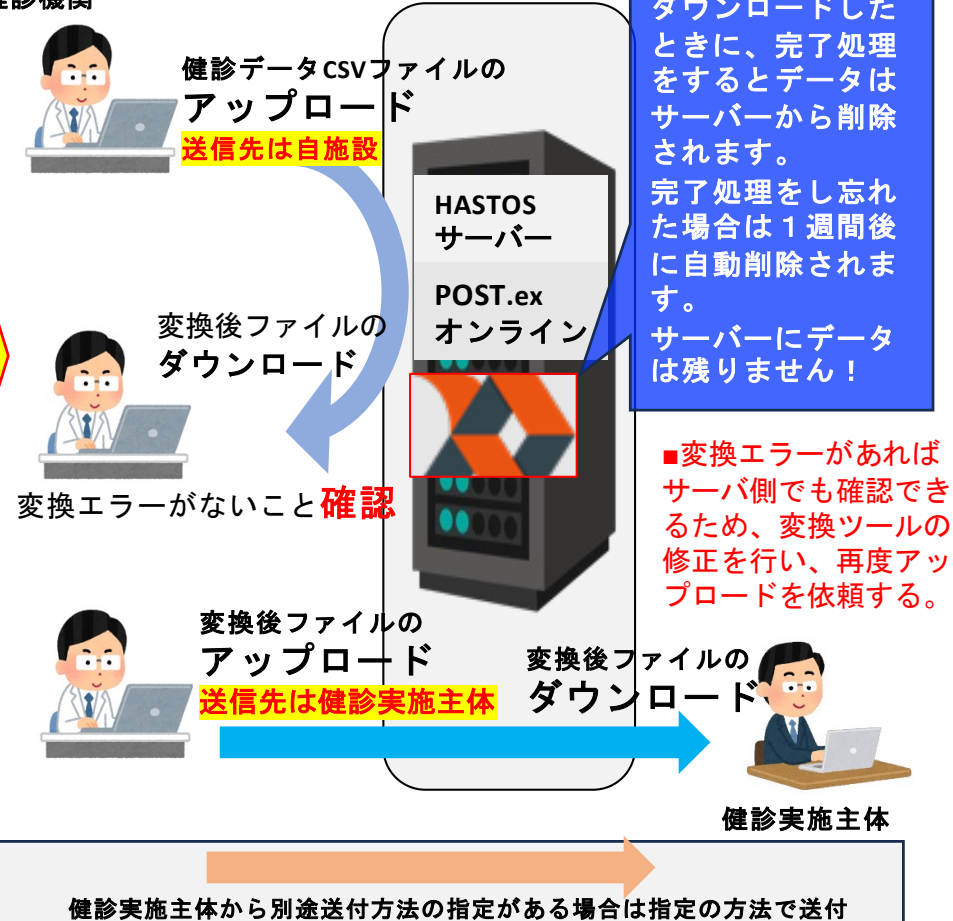
HASTOS[®]

	変換ツール（POST.ex）	HASTOS
機能	個々の健診機関に対して配布される健診標準フォーマット変換ツール（POST.ex）により、施設内において、健診標準フォーマットに変換する機能	健診機関によってアップロードされた健診データCSVファイルをHASTOSサーバ内で健診標準フォーマットに変換し、提出先である健診実施主体（企業、健保、代行機関など）が、ダウンロードすることができるシステムサービス

健診機関



健診機関



	変換ツール（POST.ex）	HASTOS
メリット	・複数の納品用CSVが一つになり、複雑な作業が単純化されるので、作業効率が上がる。 ・所見用語等が標準化されるので健診データの集計が容易になる。 ・POST.exに登録するデータ形式が1種類で固定されるので健診システムに対する改修費用が極端に少なくなる。（個別のCSV出力のプログラムをベンダーに依頼すると都度高額な費用がかかります。） ・所見などは標準化されるが、専門医に標準所見を強要する必要がない。所見の登録に自由度が高い。 ・労基署用の判定値があらかじめ示されるので、全国統一の統計処理も容易になる。	・変換ツールのアップデートはHASTOSで一元管理できるので、納品先が増加しても運用費用の増加を抑えられる。 ・HASTOS内の変換前および変換後の健診データは、健診機関、健診実施主体が完了すれば完全に消去される。サーバー内に健診結果データは残されない。 ・アップロードするだけで数分後には健診標準フォーマットに変換され、標準化された結果データはHASTOSから健診機関に戻され、作業ログを参照することで変換エラーを確認できる。そのまま健診実施主体に提供することも可能。 ・健診結果データはCSV形式が基本だが、XML、JSON（FHIR）形式も選択して受領できる。 ・紙でしか結果票を送れない健診機関にもスキャンされたデータで対応できる（機能の構築中）。
注意点	・健診機関の施設内で変換作業を行うため、一定の作業が必要で、変換ツール利用前の従来の作業工程の変更が必要。 ・検査項目の内容が変わった場合など、変換エラーが発生した場合、そのたびごとに健診標準フォーマット事務局とメール等でやりとりが必要になる。	・アップロード機能・ダウンロード機能の運用や変換エラーへの対応のための利用料が発生する。 ・健診機関からHASTOSに健診結果データをアップロードするため、専用回線の利用と同等の医療情報の取扱い（3省2ガイドライン等）に関する体制の構築が必要になる。

健診機関及び健診実施主体ともに
健診結果データ作成や取りまとめに関する
作業コストの軽減が図られる

1. 2025年度HASTOS®サービス開始にあたって

- 健診実施主体から健診機関に対して「**HASTOSを利用して健診結果データの納品**」をお願いしてください。2000項目を原則にしてください。
⇒ **HASTOS利用健診機関は2月末までにホームページに掲載予定です。**
- HASTOSを利用して健診データ等を納品できる**健診実施主体名称は3月中にHASTOS上で納品可能先団体として表示されます。**
- 納品用健診データzip形式のほかに**請求書・受診者総括表などのpdf形式データ**も同時に受信できます（郵送費削減、紙媒体をなくせる）。
- 正式利用申し込み後、年度初めに利用料等の請求をさせていただきます。
- インターネットによるネットワーク接続を基本とし、セキュリティ対策は厚生労働省・経済産業省・総務省の**3省2ガイドラインに完全準拠**しています。
- サーバー内の変換作業時にはデータファイルのハッシュ値を求めブロックチェーン技術を用いて**ログ情報を記録することで「改ざん」対策**を行います。
- **厚生労働省の通知文**で40歳未満の健診結果データを収集する際HASTOSの利用例について紹介されています。

「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」の一部改正について

基発 0731 第 1 号 令和 5 年 7 月 31 日



- 項目数は2000項目、**1501以降は検査値別判定が登録**されています。
- **1受診者、1履歴、1レコードを単位**として一般的なCSV（カンマ区切りテキスト）形式を採用しています。
- 国内で行われるすべての**法定健診・検診の標準的項目を網羅**しています（請求情報は対象外）。
- 登録されるデータは“コード”を利用せず、**コード名称（標準用語）を登録**しています。その際、1項目最大長は256バイト（126文字）です。
- 画像所見、判定コメントなど**一つの項目に複数の内容**を“、”読点で連結して格納している。画像所見の標準名称は専門医師の協力を得ています。また、健診機関が登録した標準化前の原本も同時に登録しています。
- 項目間の正確性を保つためにデータ間の**相関チェック**を行い、入力上限・下限値で独自の**範囲チェック**を行っています。
- 数値項目に「未満」「以下」「超」「<」「>」などの文字列が含まれる場合にはすべて「↑」「↓」に**統一**しています。基幹システムに登録する場合には↓↑を消去する作業が容易になります。



- 事業所における**労基署報告（様式6号）用フラグ**を自動設定しています
- 健診機関では機能別判定・臓器別判定等の判定方法が標準化されていないの標準判定は日本人間ドック・予防医療学会の**ガイドラインに準拠した標準判定**を組み込んでいます
- 健診標準フォーマットの仕様は新社会団法人が著作権を保持しています。よって、健診標準フォーマットを利用する際には**ライセンス費用が発生**します

（補足）

- 健診実施主体（納品先用）の判定体系・コード体系に対応し、健診標準フォーマットを健診実施主体の個別基幹システム用の登録用データを作成する**2次変換ツールの提供**が可能です。
- 健診標準フォーマットのCSV形式データを第4期特定健診対応の**HL7CDAXML**形式（厚生労働省標準）に変換するツールの提供が可能です。
- 今後は、電子カルテ情報共有サービスへの伝送用に、**HL7FHIRJSON** 形式（国内標準）への変換サービスを開発中です。

KMATver5.0は今月中に公開します



健診標準フォーマット ver5.0_202501 ご注意 Copyright 2025 一般社団法人 日本医学健康管理推進機構 All rights reserved. ver4.11以降、無断での使用、複製、改変および転載を禁じます。本著作物の無断利用や派生的な開発を固く禁じます。POST.exを実行することで追加されるデータがないファイルは、健診標準フォーマットのデータとは認められませんのでご注意ください。事前報告なく修正を行います。									
項番	大分類	中分類	ver4.11: 20241209 標準項目名称・全角	標準用語 (コード表)	標準単位	属性	格納例	最大長	格納形式※
1	健診履歴情報	健診履歴情報	健診実施年月日			日付	20161104	8	yyyymmdd
2			健診実施機関番号			文字列	0123456789	10	
3			健診実施機関名称			文字列	健康管理センター	64	
4			健診管理用受診者ID1			文字列	A12345-1	11	
5			健診管理用受診者ID2			文字列	12345678912	32	
6			健診分類・種別	100_健診分類区分 (プログラム種別)		文字列	一般健診・定期健診	32	
7			特定健診・特殊健診の同時実施	100_健診分類区分 (プログラム種別)		文字列	特殊健診・現在従事者	32	
8			健診コース名称			文字列	生活習慣病健診A	32	
9	受診者属性情報	受診者基本情報	カナ氏名			文字列	ケンコウ タロウ	32	カタカナ
10			漢字氏名			文字列	健康 太郎	32	
11			英字氏名			文字列	taro kenkou	32	
12			生年月日			日付	19800123	8	yyyymmdd
13			受診時年齢			数字	44	3	##0
14			性別	101_性別		文字列	男	32	
15			居住地郵便番号			文字列	123-4567	8	
16			住所			文字列	千代田区霞が関1-1-1	64	
17		医療保険等関連情報	保険者番号			文字列	01130012	8	
18			被保険者証等記号			文字列	21700023	32	
19			被保険者証等番号			文字列	21	32	
20			資格区分	102_保険資格区分		文字列	強制被保険者	32	
21	所属情報	所属情報	枝番			文字列	02	4	
22			健診実施主体名称			文字列	健康一般財団	64	
23			勤務地郵便番号			文字列	123-4567	8	
24			所属名称			文字列	X-123456	64	
25			受診管理番号			文字列	製造業	32	
26			業種	110_日本標準産業分類		文字列	販売の職業	32	
27			職種	111_日本標準職業分類		文字列	同意	32	
28			オプトアウトコード	119_オプトアウト		文字列		32	
29	システム管理情報	システム管理情報	検体検査委託先コード			文字列		32	
30			個別医療機関コード			文字列		32	
31			健診実施主体・送付先団体コード			文字列		32	
32			健診標準フォーマットバージョン情報	POST.exが自動付与します。		文字列	Ver3.3-20230624	32	
33			送付先団体受診者管理コード			文字列		32	
34			標準変換ツール認証コード	POST.exが自動付与します。		文字列		32	
35		健診結果補足情報	特定健診・受診券整理番号			文字列		11	
36			特定保健指導・利用券整理番号			文字列		11	
37			特定健診・受診券有効期限			日付	20191101	8	yyyymmdd
38			貧血検査の実施理由			文字列	医師の判断	32	
39			血清クレアチニンの詳細対象者	912_詳細健診対象者 (クレアチニン、心電図、眼底)		文字列		32	
40			血清クレアチニンの実施理由			文字列	医師の判断	32	
41			心電図検査の詳細対象者	912_詳細健診対象者 (クレアチニン、心電図、眼底)		文字列		32	
42			心電図検査の実施理由			文字列	医師の判断	32	
43	労基署集計有所見フラグ	特定健診検査実施理由等	眼底検査の詳細対象者	912_詳細健診対象者 (クレアチニン、心電図、眼底)		文字列		32	
44			眼底検査の実施理由			文字列	前回健診結果による	32	
45			聴力1000Hz有所見フラグ			文字列	1	1	
46			聴力4000Hz有所見フラグ			文字列	1	1	
47			聴力会話法有所見フラグ			文字列	1	1	
48			胸部有所見フラグ			文字列	1	1	
49			喀痰検査有所見フラグ			文字列	1	1	
50			血圧有所見フラグ			文字列	1	1	
51			貧血有所見フラグ			文字列	1	1	
52			肝機能検査有所見フラグ			文字列	1	1	
53			脂質検査有所見フラグ			文字列	1	1	
54			血糖検査有所見フラグ			文字列	1	1	
55			尿酸検査有所見フラグ			文字列	1	1	
56			尿蛋白検査有所見フラグ			文字列	1	1	
57			心電図有所見フラグ			文字列	1	1	
58			有所見者フラグ			文字列	1	1	
59			医師の指示フラグ			文字列	1	1	
60	身体計測	身体計測	身長		cm	数字	175.5	5	##0.0
61			体重		kg	数字	75.3	5	##0.0
62			実施区分・身体計測	910_実施区分		文字列	測定不能	32	
63			BMI		kg/m*2	数字	25.1	5	##0.0
64			体脂肪率		%	数字	23.5	5	##0.0
65			眼圧		mmHg	数字	84.5	5	##0.0

今後のスケジュール

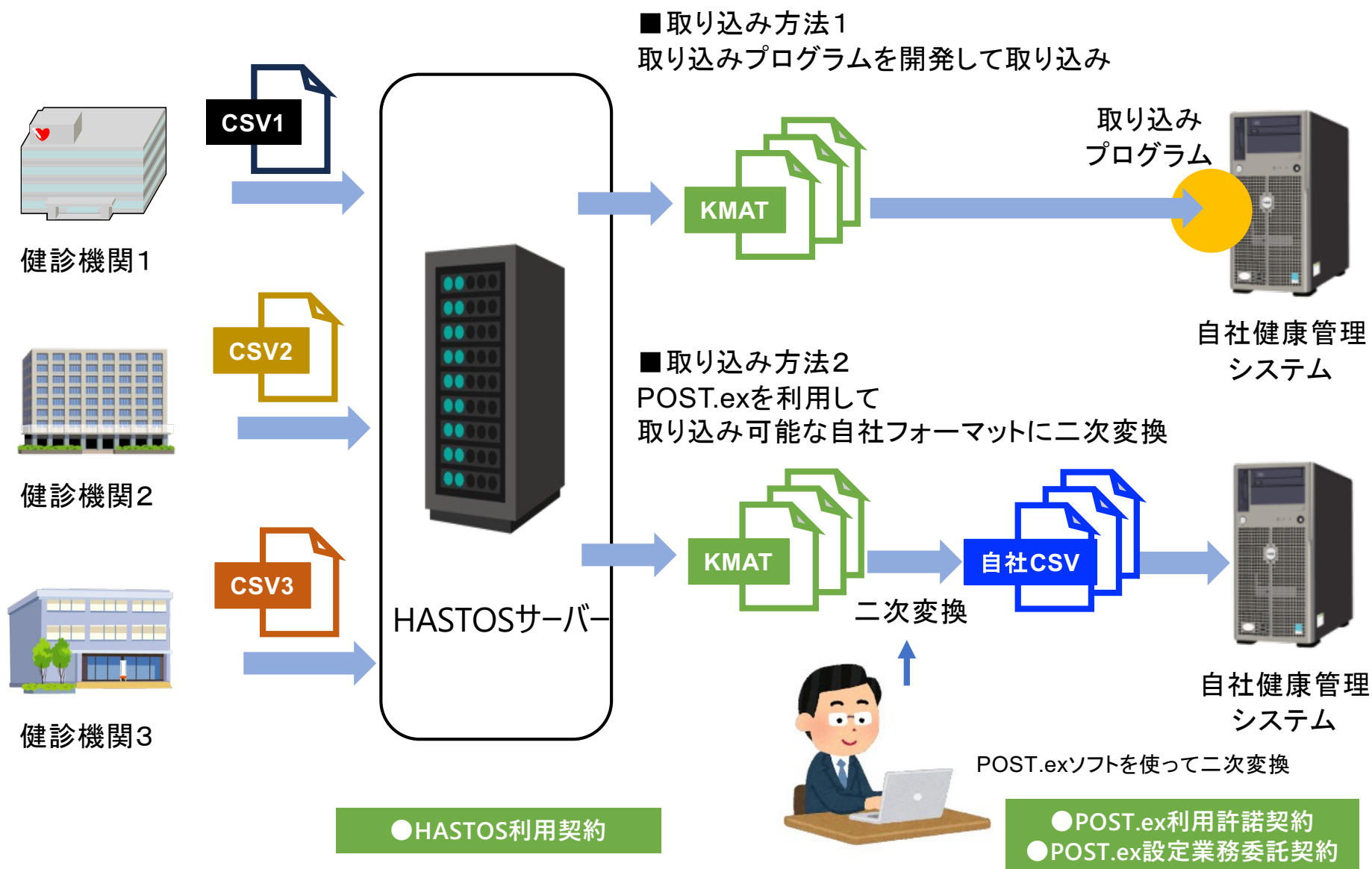
大項目	小項目	1 月	2 月	3 月	4 月～翌3月	備考
HASTOS	事業		HASTOS実証		HASTOSサービス提供 ▲HASTOS 正式開始	
	健診標準 フォーマット		2000項目版KMAT (v4.x)		2000項目版KMAT (v5.x) ▲健診機関公開 ▲実施主体公開	
	HASTOS/ POST.ex Online		仮運用（習熟・試験期間）		HASTOS商用運用	
	商用版 POST.ex Offline				必要に応じて順次提供開始	

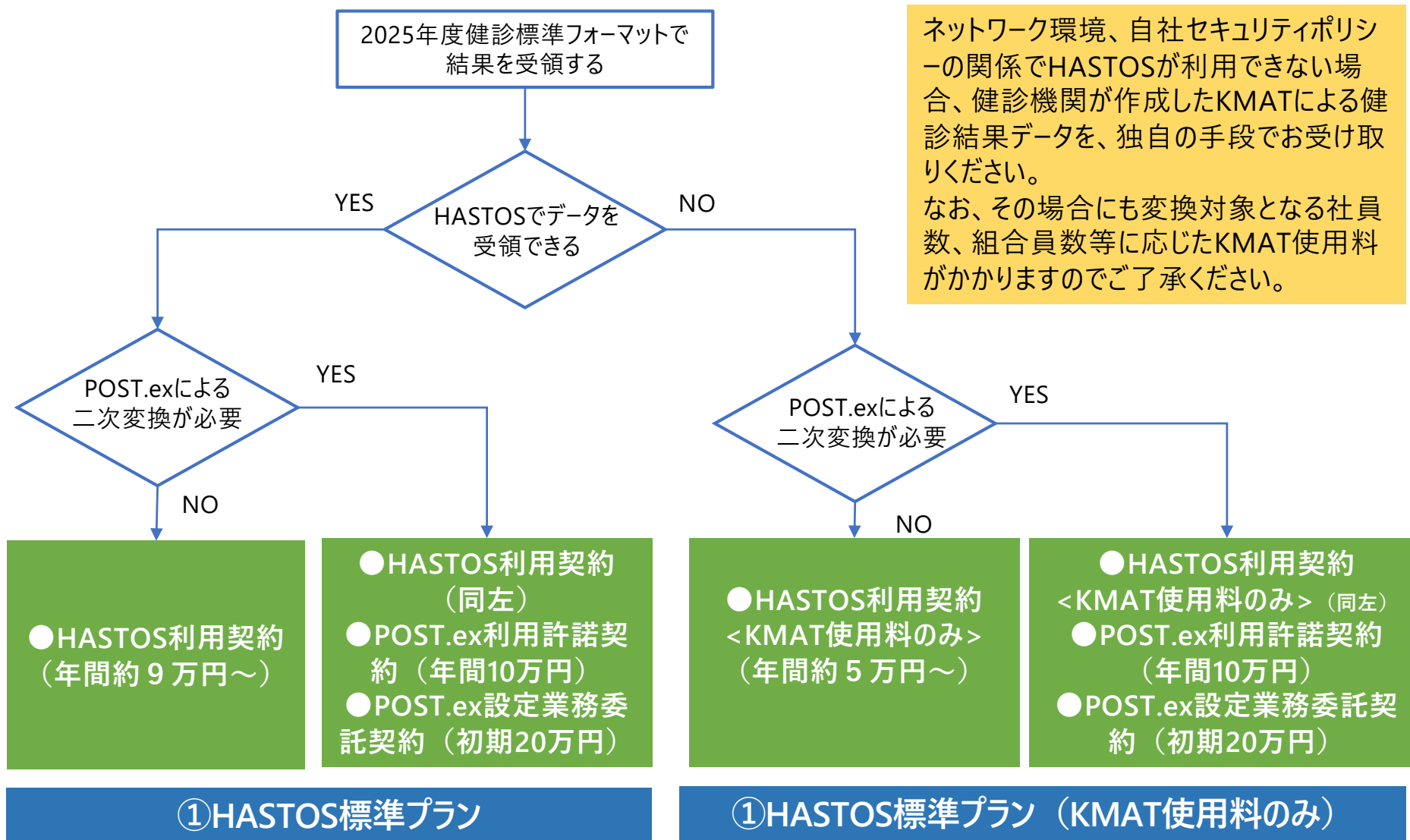
提供主体: 一般社団法人日本医学健康管理推進機構

問合せ窓口: HASTOS運営事務局 (jimukyoku@hastos.jp)

2. 2025年度商用サービス利用申込みについて

＜健診実施主体＞



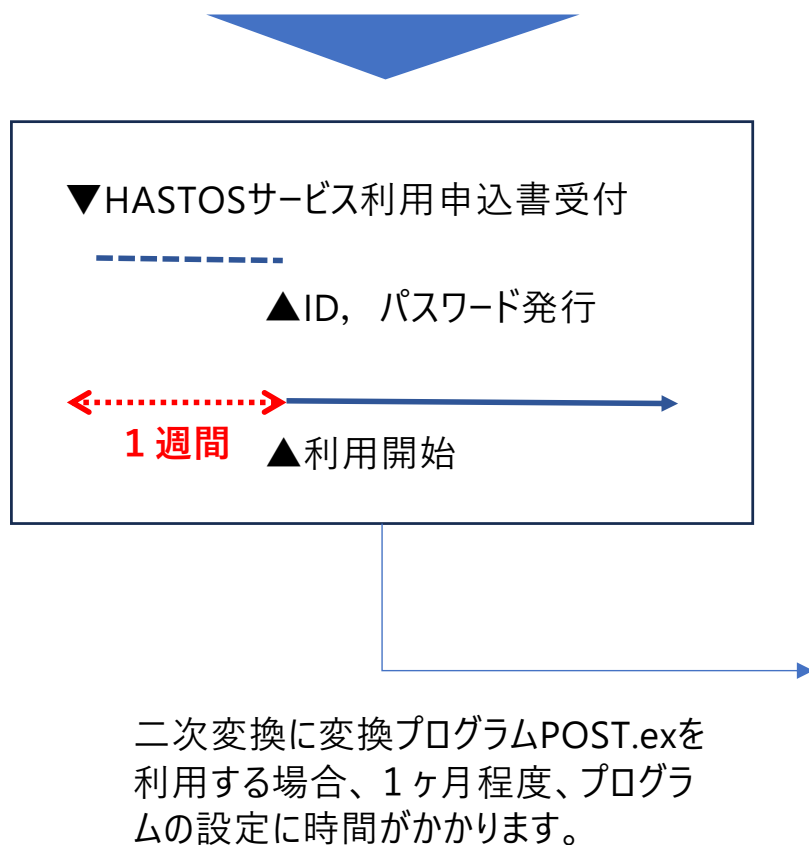


	契約種類	契約手続き	手順等
① HASTOS 標準プラン	1 HASTOS利用契約 ＜HASTOS利用規約＞	HASTOS利用規約に同意いただき、利用申込書の提出をお願いします	約1週間後でID、パスワードを発行し、利用開始案内（メール）を差し上げます。利用開始案内に従って利用を開始してください。
	2 POST.exソフトウェア利用許諾契約 ＜POST.exソフトウェア利用許諾約款＞	二次変換のためにPOST.exをご利用頂く場合、POST.exソフトウェア利用許諾約款に同意いただき、利用申込書の提出をお願いします	
POST.ex利用あり	3 POST.exソフトウェア設定業務委託契約	指定事業者との業務委託型契約となります HASTOS事務局にご連絡ください	契約締結後、設定作業開始ご案内（メール）を差し上げます。 約1ヶ月で設定完了予定です。 設定済みのPOST.exオフラインを納品して、業務完了となります。

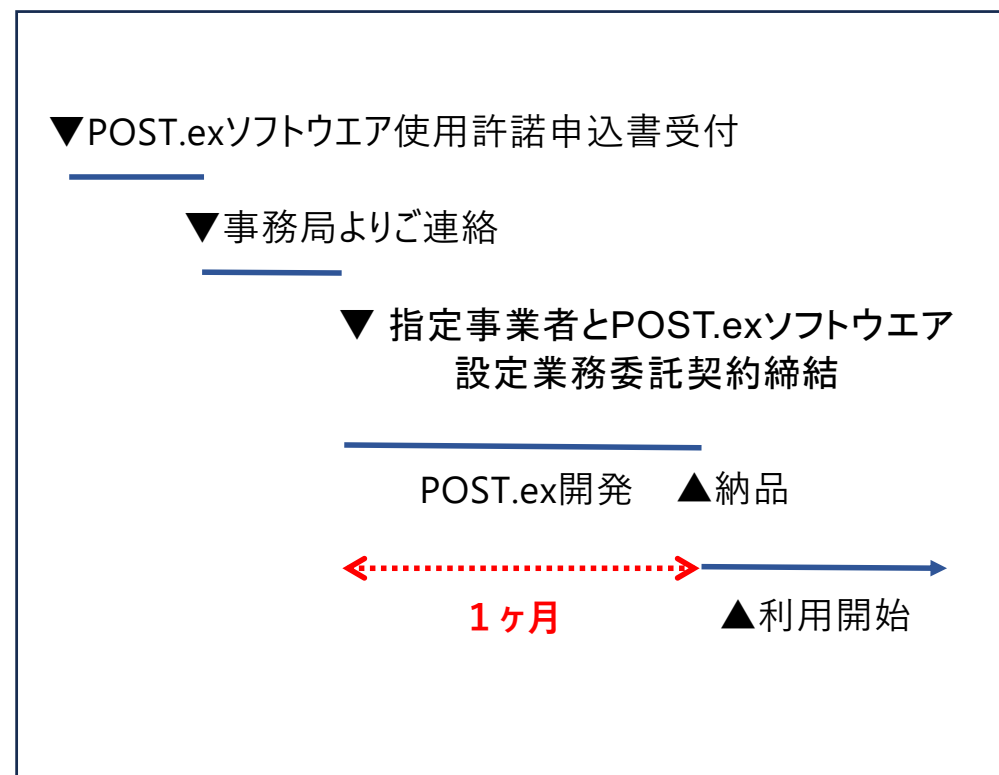
KMAT変換された健診結果データを以下の方法で、自社健康管理システムの取り込むことが考えられます。

	取り込みパターン	方法	必要となる契約
1	KMATファイル取り込み機能の開発	<u>HASTOS利用契約を締結した健診実施主体には健診標準フォーマットの仕様を開示します。</u> それを元に自社健康管理システムに取り込みプログラムを開発することができます。	● HASTOS利用契約
2	POST.exオフラインを利用した2次変換	KMATを自社健康管理システムフォーマットに変換（二次変換）するためにPOST.exオフラインを利用することができます 利用に先立ち、POST.exオフラインの設定（取り込み用のマップファイルの作成）が必要となります。	● HASTOS利用契約 ● POST.exソフトウェア利用許諾契約 ● POST.exソフトウェア設定業務委託契約
3	HASTOSプラスの利用	変換後のKMATファイルをXML, FHIR, 協会けんぽフォーマット、東振協フォーマットに変換することができるHASTOSのオプションサービス（HASTOSプラス）を用いて、自社システムに取り込み可能なフォーマット（例えばXML）に変換したのちに、自社健康管理システムに取り込みます。	● HASTOS利用契約 ● HASTOSプラス利用契約（予定）

HASTOSの利用を希望される場合、HASTOS利用規約に同意いただき、HASTOS運営事務局に「HASTOSサービス利用申込書」を提出してください。
申込書受付後、**1週間程度でID, パスワードをご連絡します**。利用開始案内に従って利用を開始してください。



■二次変換に変換プログラムPOST.exを利用する場合



- 申込書に記入いただいた利用想定人数を元に計算される利用料を、サービス利用開始と同時に、請求させていただきます。（4月以降、順次、発行いたします。）
- 請求書は、申込書に記載の電子メールアドレスに届きます。請求書に記載の振込先口座に期日までに振込をお願いします。
- なお、実際の利用数との乖離が大きい場合は、年度末に利用料金の差額を調整させていただく場合があります。その場合は事務局より、ご連絡を差し上げます。あらかじめ、ご了承ください。

料金表

年額固定のHASTOS利用料金に加えて、利用件数に応じた健診標準フォーマット使用料金がかかります。

■ HASTOS料金表

金額は税別

	項目	年間利用件数	金額	備考
1	システム基本利用料L	—	年額 90,000円	年間1,000件分の健診標準フォーマット使用料を含む。 年度途中参加は月割（月額7,980円）
2	POST.exソフトウェア 使用許諾料（年額）	—	年度ごと 100,000円	自社フォーマットへの2次変換を実施する場合は POST.exオフラインを用いて行うことができます。 その場合、POST.exソフトウェア使用許諾契約を締結 いただきます。
3	POST.exソフトウェア 新規設定費用	—	200,000円	費用にはマップファイルの新規設定費用を含みます。 指定事業者と業務委託契約となります。

■ 健診標準フォーマット使用料金表

金額は税別

	項目	年間利用件数	金額	備考
1	健診標準フォーマット 使用料（年額）	1,000件以下	定額50,000円	健診標準フォーマットは健診標準フォーマット管理事務局が その著作権を管理する著作物です。 健診標準フォーマットでデータを受け取る際には健診標準 フォーマット使用料が発生します。 なお、HASTOS利用の有無に関係なく、健診標準フォー マット使用料は発生します。 以下の場合、HASTOS運用事務局までお問い合わせくだ さい。 ・HASTOSは利用しないが、健診機関から健診標準フォー マットで健診データを入手する場合 ・健診システム、健康管理システムに健診標準フォーマット を組み込んで利用する場合 ・その他、扱いが不明の場合
		1,001件以上	30円/件	
		10,001件以上	20円/件	
		100,001件以上	10円/件	

健診実施主体料金早見表

Confidential

システム利用料＋健診標準フォーマット使用料の最低金額は1000件未満で9万円。以降は利用想定件数を1000件単位で刻み、健診標準フォーマット使用料を計算する。なお、10万件以上は1万件単位で刻んで計算する。

金額は税別

レンジ (千件)	対象件数	システム 利用料	健診標準 フォーマット 使用料	合計金額
0	1,000まで	90,000	左記に含む	90,000
1	2,000まで		30,000円 /千件	120,000
2	3,000まで			150,000
3	4,000まで			180,000
4	5,000まで			210,000
5	6,000まで			240,000
6	7,000まで			270,000
7	8,000まで			300,000
8	9,000まで			330,000
9	10,000まで			360,000
10	10,000-		20,000円 /千件	360,000-
20	20,000-			560,000-
30	30,000-			760,000-
40	40,000-			960,000-
50	50,000-			1,160,000-
60	60,000-			1,360,000-
70	70,000-			1,560,000-
80	80,000-			1,760,000-
90	90,000-			1,960,000-

レンジ (千件)	対象件数	システム 利用料	健診標準 フォーマット 使用料	合計金額
100	100,000-	90,000	100,000円 /万件	2,160,000-
200	200,000-			3,160,000-
300	300,000-			4,160,000-
400	400,000-			5,160,000-
500	500,000-			6,160,000-
600	600,000-			7,160,000-
700	700,000-			8,160,000-
800	800,000-			9,160,000-
900	900,000-			10,160,000-
1,000	1,000,000-			11,160,000-

【計算例】

例 1.

社員数11,200人の組織の場合：200を切り上げて、12,000件利用として金額を計算する。36万円＋2万円/千件×2千件＝40万円

例 2.

社員数111,200人の場合：1,200を切り上げて、120,000件利用として216万円＋10万円/万件×2万件＝236万円

例 3 -①

2.8万人の場合：56万円＋2万円/千件×8千件＝72万円

例 3 -②

2.8万人でHASTOSを利用しない場合：72万円-4万円（1,000件以下のシステム利用料と健診標準フォーマット使用料のみの差額4万円）＝68万円

利用規約・申込書

HASTOS利用規約

第1章 総則

(利用規約の適用)

- 第1条 一般社団法人 日本医学健康管理推進機構（以下「当機構」）は、この利用規約（以下単に「利用規約」といいます。）に基づき、本サービスを提供します。
2. 利用規約と個別の利用契約の規定が異なるときは、個別の利用契約の規定が利用規約に優先して適用されるものとします。

(定義)

- 第2条 利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使います。
- (1) 本サービス 利用規約に基づき当機構がクラウドサービス・プロバイダとして契約者に提供する別紙A 所定のHASTOSサービス
 - (2) 契約者 利用規約に基づく利用契約を当機構と締結し、本サービスの提供を受ける者
 - (3) 利用契約 利用規約に基づき当機構と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約
 - (4) 利用契約等 利用契約及び利用規約
 - (5) 契約者設備 本サービスの提供を受けるため契約者が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
 - (6) 本サービス用設備 本サービスを提供するにあたり、当機構が設置又は利用するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
 - (7) 本サービス用設備等 本サービス用設備及び本サービスを提供するために当機構が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線
 - (8) 消費税等 消費税法及び同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額その他契約者が支払に際して負担すべき公租公課
 - (9) ユーザ ID 契約者その他の者を識別するために用いられる符号
 - (10) パスワード ユーザ ID と組み合わせ、契約者その他の者を識別するために用いられる符号
 - (11) 最短利用期間 当該期間内に契約者が利用契約を解約する場合、第13条 第2項に従い、当該期間の満了日までの利用料金等の支払義務を負う期間

(通知)

- 第3条 当機構から契約者への通知は、利用契約等に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面又は当機構のホームページに掲載するなど、当機構が適当と判断する方法により行います。
2. 前項の規定に基づき、当機構から契約者への通知を電子メールの送信又は当機構のホームページへの掲載の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとし

HASTOSサービス利用・健診標準フォーマット使用 申込書（実施主体・代行機関）

申込年月日 年 月 日
(申込先)
一般社団法人 日本医学健康管理推進機構 (申込者)
HASTOS事務局 宛 住 所
組 織 名
代 表 者 印

「HASTOSサービス利用規約」に同意し、以下のサービスの利用申込をいたします。

1. 利用サービス及び利用料金

(2) 利用するサービスの○記入欄に○をつけ、法人番号（13桁）、想定年間受領人数をご記入下さい。また、別紙に主な送信先健診実施主体を記載してください。

○ 記入欄	利用するサービス	法人番号（13桁）	想定 年間受領人数
	HASTOS実施主体向けサービス 及び健診標準フォーマット使用		
	健診標準フォーマット使用のみ		

2. 利用期間

利用開始希望日 年 月 日 ~ 翌3月31日
以降、解約の申し出がない場合は1年間の自動更新となります。

3. ご連絡先

- 部署
- 利用責任者名 (e-mail :)
- 担当者名 (e-mail :)
- 直通または携帯電話

※ 申込み承諾の通知は、上記メールアドレス宛に e-mail により発信します。

<本申込に関する問い合わせ及び申込書提出先>

住所 : 〒108-0073 東京都港区三田1-3-33 三田ネクサスビル5階
一般社団法人 日本医学健康管理推進機構 HASTOS事務局
e-mail : jimukyoku@hastos.jp ホームページ : <https://kmat.jp>

<本申込書の提出方法>

本申込書に記入、押印の上、上記の住所に郵送いただくか、または、記入、押印済みの申込書をカラーコピーの上、スキャンしたファイルを上記e-mail宛に添付送付願います。その場合は、申込書を郵送いただく必要はありません。

別紙

年間の受信件数予定が100件以上の送信元健診機関を記載してください。

POST.ex ソフトウェア使用許諾約款

本使用許諾約款（以下「本約款」）は、POST.ex ソフトウェア（以下「本ソフトウェア」）に関して、利用者と一般社団法人 日本医学健康管理推進機構（以下「当機構」）との間で締結される法的な契約書です。本ソフトウェアの利用申込者が、当機構所定の利用申込書(電磁的方式を含む。以下同じ。)を当機構に提出し、当機構がこれに対し当機構所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。なお、利用申込者は本約款の内容を承諾の上、かかる申込を行うものとし、本サービスの利用申込者が申込を行った時点で、当機構は、利用申込者が本約款の記載内容を承諾しているものとみなします。

第1条（使用許諾）

- 1.利用者は本ソフトウェアライセンス1単位につき、特定の1台のコンピューターにインストールして使用することができます。
- 2.利用者は前項で許諾された本ソフトウェアを期間中、利用することができます。
- 3.本ソフトウェアの利用は、日本国内に限ります。

第2条（再許諾）

利用者は、本ソフトウェアを利用者自身の事業のためにのみ使用することができます。本ソフトウェア製品を利用者以外の第三者へ再許諾・貸与等することはできません。

第3条（目的外使用の禁止）

利用者は、利用者自身の事業の目的（以下「本目的」）でのみ本ソフトウェアを使用することができ、本目的以外に本ソフトウェアを使用できません。

第4条（利用期間）

本サービスの利用期間は、利用契約に定めるものとします。ただし、当機構所定の方法により期間満了2ヶ月前までに契約者又は当機構から別段の意思表示がないときは、利用契約は期間満了日の翌日からさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とします。

第5条（対価）

利用者は、本約款に基づく本ソフトウェア利用を、4月1日から始まり、翌年3月31日で終わる年度単位で金額10万円（税別）で利用することができます。

第6条（権利帰属）

本ソフトウェアに係る著作権その他の知的財産権（以下「著作権等」）は、当機構が管理しています。本約款によって、本ソフトウェアの著作権や商標権などの知的財産権が、利用者へ移転することはありません。

第7条（禁止事項）

利用者が、当機構の書面による事前の承諾なく下記の行為を行うことを禁止します。

- (1) 本ソフトウェアを他の媒体へ複製し、第三者に譲渡・貸与すること
- (2) 本ソフトウェアを改変すること

POST.exソフトウェア使用許諾申込書

申込年月日 年 月 日

(申込先)

一般社団法人 日本医学健康管理推進機構
HASATOS事務局 宛

(申込者)

住 所

組織名

代表者

「POST.exソフトウェア使用許諾約款」に同意し、同ソフトウェアの使用許諾申込をいたします。

1. ソフトウェア及び利用料金

ソフトウェア	利用料金
POST.ex	4月1日から始まり、翌年3月31日で終わる 年度単位で金額10万円（税別）

2. 利用期間

利用開始希望日 年 月 日 ~ 2026年3月31日

以降、解約の申し出がない場合は1年間の自動更新となります。以後、同様。

3. ご連絡先

(1) 部署

(2) 利用責任者名 (e-mail : _____)

(3) 担当者名 (e-mail : _____)

(4) 直通または携帯電話 _____

※ 申込み承諾の通知は、上記メールアドレス宛に e-mail により発信します。

<本申込に関する問い合わせ及び申込書提出先>

住所 : 〒108-0073 東京都港区三田1-3-33 三田ネクサスビル5階

一般社団法人 日本医学健康管理推進機構

HASATOS事務局

e-mail : jimukyoku@hasatos.jp ホームページ : <https://kmat.jp>